府中市市民協働推進会議の会議の公開について(案)

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例(平成12年9月26日条例第27号)第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例(抜粋)

(会議の公開)

- 第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1)他の法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合
 - (3)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を 開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲 載する。

(例) 府中市市民協働推進会議

月 日()午後 時 市役所北庁舎 階会議室/傍聴希望の方(先着10人)は前日までに、協働推進課へ/問合せは協働推進課協働推進係(335・4414)へ。

3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

公開場所 市役所 3 階市政情報公開室、府中市ホームページ 会議録の内容

- ・会議名、開催回数、開催日時、開催場所
- ・出席者(委員・事務局) 傍聴人数
- ・会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね10人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日(会議の開催が月曜日の場合は、前の週の金曜日)までに協働推進課に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿(別紙1)に必要事項を記入し、傍聴についての諸 注意(別紙2)を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配付

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配付する。ただし、配付する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

別紙 1

府中市市民協働推進会議 傍聴者名簿(案)

1	\Box	時	平成	年	月	日()	時~

- 2 場 所 府中市役所 庁舎 階第 会議室
- 3 傍聴者

7J 1100 III		
番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		

府中市市民協働推進会議の傍聴について(案)

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りく ださい。

- 1 会場で住所、氏名を記入して、ロビーでお待ちください。事務 局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が 職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
- (1) 発言をしない
- (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
- (3) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしない
- 4 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認め られる場合は、退場していただくことがあります。